

現物給付の対象者について

資料1

以下の3事業それぞれにおける中学3年生(一部市町18歳に達する年度末)までの子どもを対象とする。

事業名	助成対象者	現物給付対象者	自動償還払い対象者
子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生までの子ども (福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町は18歳に達する年度末まで。ただし大野市のみ県内大学等に通学する19～20歳も対象。) 	中学3年生までの子ども (福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町は18歳に達する年度末まで。ただし大野市のみ県内大学等に通学する19～20歳も対象。)	
ひとり親家庭等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親と子 ・一人暮らしの寡婦 		
重度障害者(児)医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 		

(R5.4.1現在)